

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年12月5日

愛媛県立小松高等学校長 松浦 ヨリ子

### 1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立小松高等学校第三教棟外壁修繕業務

(2) 業務内容及び数量

入札説明書、仕様書及び設計書等による。

(3) 履行期限

契約日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

愛媛県立小松高等学校

（所在地：愛媛県西条市小松町新屋敷乙42番地1）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度の製造の請負（物品・役務）等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格申請書の提出期限から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 愛媛県の令和3・4年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されており、建築一式工事に係る建設業許可を有する者であること。
- (4) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を置くものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先  
愛媛県立小松高等学校 事務室  
〒799-1101 愛媛県西条市小松町新屋敷乙 42 番地 1  
電話番号 0898-72-2731
- (2) 入札書の受領期限  
開札の日時に開札の場所へ持参して提出する。若しくは令和 4 年 12 月 15 日(木)午前 9 時 00 分から令和 4 年 12 月 19 日(月)午後 4 時 00 分までの執務期間中(月曜日から金曜日まで((国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日を除く。))の午前 8 時 30 分から午後 5 時までをいう。以下同じ。))に(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。))により提出すること。ただし、郵送等による場合は、令和 4 年 12 月 19 日(月)午後 2 時 00 分までに必着のこと。
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、公告日から令和 4 年 12 月 13 日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間に、(1)に掲げる場所での交付又は愛媛県立小松高等学校ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和 4 年 12 月 20 日(火) 午後 2 時 00 分  
愛媛県立小松高等学校 第一教棟 1 階 会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和 4 年 12 月 13 日(火)午後 5 時 00 分までに一般競争入札参加申込書兼誓約書を提出しなければならない。  
なお、当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
イ 入札書は封印し、3(2)の期間内までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 契約保証金  
愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。